

令和3年度第1回鳥取県手話施策推進協議会議事録

【日時】 令和3年8月25日（水）午前10時～正午

【場所】 Web会議システムによるオンライン開催（事務局等：鳥取県庁講堂）

【1 開会】

（事務局）

ただいまより、令和3年度第1回、鳥取県手話施策推進協議会を開催いたします。開催にあたりまして、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長の藤田より挨拶いたします。

【2 あいさつ】

（鳥取県障がい福祉課 藤田課長）

みなさま、おはようございます。鳥取県障がい福祉課長の藤田と申します。よろしくお願ひいたします。皆様にはコロナで本当に大変な中、格段の感染対策をとっていただき、そして本日は改めまして貴重なお時間を頂戴し、こうして会議に御参集いただきまして誠にありがとうございます。こうした時だからこそ、命と健康を守る情報保障、そしてコミュニケーション支援はますます重要となつてまいりますが、先般、公共インフラとしての電話リレーサービスがスタートし、また一段サービスが充実しました。このことをみながら、皆様の御尽力に敬意を表しますとともに、一層の情報保障の充実につきまして、意を強くするところでございます。

さて、5月末には、障害者差別解消法が改正されました。本県におきましては、法の理念でございます障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供や手助けを、平成21年にスタートしたあいサポート運動で活動してきたところでございます。事業者によります合理的配慮の提供が、努力義務から義務へと改正されたこの日を捉えて、障がいを正しく知り、そして私たちができるちょっとした手助けや合理的配慮の提供をしっかりと進めていけますよう県民の皆様や事業者に向けて啓発をしていきますことを先般の県議会でも確認したところでございます。

本日は手話施策推進計画の進捗状況を御報告しますとともに、計画満了の令和5年度までの3年間、どのように取組みを前進させていくのか、皆様と意見交換をしながらしっかりと議論していきたいと思ひます。皆様におかれましては、活発な御議論と御提案を頂戴いたしますようどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

【3 委員、オブザーバーの紹介】

（事務局）

本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議システムを使って開催させていただいております。本日の御出席者は、お手元の資料の委員等名簿に記載しております。リモートで御参加の方は備考欄にリモートと記載しております。

また、人事異動等に伴ひまして、オブザーバーに新しい方に加わつていただいております。初めて御出席いただく方もいらっしゃると思いますので、一言ずつ、簡単に自己紹介をお願いいたします。名簿順をお願いいたします。

(石橋会長)

皆さま、おはようございます。鳥取県聴覚障害者協会の石橋です。本日は、手話施策推進協議会の会長を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

(下堂蘭委員)

皆さま、おはようございます。鳥取県東部聴覚障がい者センター相談員をしております下堂蘭と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(田中委員)

皆さん、こんにちは。鳥取県手話サークル連絡協議会の会長をしております田中優子と申します。よろしく願いいたします。

(今岡委員)

鳥取県社会福祉協議会の今岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(山田委員)

パナソニックアソシエーツ鳥取株式会社の山田と申します。よろしく願いいたします。

(三王寺委員)

今年春、退職いたしました鳥取聾学校元校長です。三王寺です。よろしく願いいたします。

(大塩委員)

皆さん、おはようございます。地域にある岩美町立岩美北小学校校長をしております大塩と申します。よろしく願いいたします。本来リモートでの参加を予定しておりましたが、県庁のほうから参加をさせていただきます。

(田川オブザーバー：鳥取市福祉部障がい福祉課長)

鳥取市福祉部障がい福祉課長の田川と申します。この4月からこの仕事をさせていただいております。オブザーバーとして参加させていただいておりますが、勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(塚田オブザーバー：米子市福祉保健部次長兼障がい者支援課長)

米子市の障がい支援課課長の塚田でございます。私も4月からの参加で、このたびがオブザーバーとしての初めての参加になりますので、皆さま、よろしく願いいたします。

(秋田オブザーバー：鳥取聾学校長)

おはようございます。4月から鳥取聾学校で校長をしております秋田と申します。よろしく願いいたします。

(君野オブザーバー：鳥取労働局職業安定部職業対策課長 ※途中まで長瀬氏代理参加)

おはようございます。鳥取労働局職業対策課の長瀬と申します。本来レジメのほうでは君野のほう
が今日出席させていただく予定になっているんですが、ちょっと急用がありまして途中から参加とい
うことになりますので、オブザーバーの代理という形で出席をさせていただいています。よろしくお
願いします。

(宮崎オブザーバー：NHK鳥取放送局企画編成部副部長)

おはようございます。NHK鳥取放送局の宮崎と申します。昨年が続いての参加ということで、ま
た今回もよろしくお願いいいたします。」

(竹内オブザーバー：鳥取県病院局長)

皆様おはようございます。引き続きの参加ということで、鳥取県病院局の竹内と申します。よろし
くお願いいいたします。

(河津オブザーバー：鳥取県警察本部人材育成課長)

おはようございます。警察本部の人材育成課長をしております河津と申します。4月の異動で、今
回初めて参加をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

(筒井オブザーバー：日本財団公益事業部国内事業審査チームチームリーダー)

日本財団の筒井と申します。よろしくお願いいいたします。日本財団では、国内における聴覚障がい
者支援を担当しております。引き続きよろしくお願いいいたします。

(事務局)

あらためまして、鳥取県障がい福祉課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

失礼いたします。障がい福祉課の社会参加推進室長をこの4月からしております田中と申します。
よろしくお願いいいたします。

失礼いたします。障がい福祉課社会参加推進室の課長補佐をしております石田尚子と申します。ど
うぞよろしくお願いいいたします。

失礼いたします。この4月から、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課の社会参加推進
室に参りました浦林と申します。よろしくお願いいいたします。

おはようございます。県教育委員会特別支援教育課の山本です。よろしくお願いいいたします。

同じく特別支援教育課の中井です。よろしくお願いいいたします。

(事務局)

皆さま、ありがとうございます。議題に入ります前にお願いがございます。リモートでございま
すので、発言されない間におきましては、マイクをミュートにしてくださいませようよろしくお願
いいたします。発言の際にはお名前を名乗っていただき、ゆっくりと御発言をお願いいたします。また、
会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、ここからは

石橋会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【4 議事】

(石橋会長)

あらためまして、おはようございます。コロナ対策ということで座って失礼いたします。今年度初めての手話施策推進協議会ということで、開催できたことを大変嬉しく思っております。本来ですと先月の7月に開催予定でしたが、警報級の大雨に見舞われまして本日の開催となりました。コロナのデルタ株の感染状況が非常に増えていて、鳥取県内でも20人超えの感染が続いているところです。なかなか終息が見込めないところではあるんですけども、そんな中できこえにくい人は情報が得られなくて、大変苦しい思いをしているというお話を伺います。支援者の皆さんが支援に行く際非常に気を使うという現状で疲弊しておられる中で、大変な状況だと思っております。

先ほど藤田課長の御挨拶にもあったように、今年の5月28日に参議院にて、障害者差別解消法の改正がなされました。内閣府は3年以内に施行ということで進めていくところですけども、ちょっと私個人的な話ですけども、内閣府から要請を受けまして、障害者政策委員会のメンバーの一人として参加しております。障害者差別解消法の基本方針に当たり、好事例を収集しているところです。また、民間企業等の合理的配慮の提供義務に関して、それを啓発する非常に大事な使命だと思っております。引き続き、皆さんにも御協力いただきたいと思っております。

現在、日本でも世界でも盛り上がっているといえますか、オリンピック、パラリンピックがございます。昨日、パラリンピック開会式が開催したところでありましてけれども、個人的な感覚かもしれませんが、オリンピックよりパラリンピックの方が盛り上がっているような感覚を覚えました。ただ、残念だったこととして、オリンピックの開会式に手話通訳者が付いていませんでした。国からは「ステイホームで楽しんでください」というようなことがあったにも関わらず、そういったことがなされなかったということは、日本ろうあ連盟と共に要望を出しました。その結果、オリンピック閉会式から手話通訳が付くようになったわけですけども、今少し前進したかなと思っております。SDGsの考え方誰一人取り残さないという理念のもとに、この手話施策推進協議会も、SDGsの理念を踏まえつつ協議できたらと思います。

本日の議題が3点ありますけれども、まず、手話施策の推進状況をお話いただきます。また、令和3年度の予算、それについての内容。そして最後に、今後の手話施策推進協議会の進め方をどのようにしていくのか。また、鳥取県の手話施策推進計画の見直しの動きもありましたので、それについてもあるかと思えます。

本日は、限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。オンラインで、進行に支障もあることもあるかとは思いますが、御理解の程どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。まず、鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について、また、令和3年度の予算について、まとめて事務局からお願いしたいと思います。

【議事（1）鳥取県手話施策推進計画に基づく手話施策推進状況について】

(事務局：石田)

鳥取県障がい福祉課の石田です。よろしくお願いいたします。資料1の説明をさせていただく前に、オブザーバーの方5名が、この度新しくなられましたので、まず、手話施策推進協議会の概要と、手

話施策推進計画の概要につきまして、御説明をさせていただきたいと思えます。

最初に、別冊の資料一覧、資料15ページの冊子のほうを御覧ください。その次の裏側26ページに、鳥取県手話施策推進協議会について、こちらをまず御覧ください。26ページの上側に、協議会の概要を記載しておりますけれども、この協議会は、平成25年に、全国で初めて成立しました「鳥取県手話言語条例」の中の第17条に基づきまして設置されているものでございます。この協議会では、手話の普及や手話が使いやすい環境整備の推進につきまして、ろう者、手話通訳者、事業者など、様々な方が集まって議論いただき、そういう場でございます。

1番目の役割としまして、①鳥取県手話施策推進計画におきまして、手話が使いやすい環境を整備するために、必要な施策について定める際の意見ですとか、2番目の役割としまして、②条例の施行に関する重要事項ということで、本日の会議の議題にもありますように、事業の実施状況ですとか、予算状況につきまして意見することとなっております。また、委員の任期は3年ということで、昨年度の令和2年6月17日から3年間ということで、令和5年6月16日までの3年間となっております。

次の27ページの下側を御覧ください。鳥取県障がい者プランの抜粋を載せております。一番下の段落なお書きから始まる所でございますが、「ろう者及び手話に関する施策に関して、別途手話施策推進計画において具体的に定めて推進していくと記載されております。1枚めくっていただきまして、28ページから31ページまでの4ページに渡りまして、鳥取県手話言語条例を付けております。条例の説明は省略をさせていただきます。

更にその次の33ページから、鳥取県手話施策推進計画の概要という資料を付けております。33ページのまず上側を御覧ください。手話施策推進計画の概要ですけれども、計画期間は、平成27年から平成35年までの9年間です。今年が令和3年度ですので、7年目に当たりまして、残り2年間となっております。この下に、手話施策推進方針の二つの柱を記載しております。一つ目の柱が、「手話の普及、ろう者に対する理解促進」ということです。手話を覚えるだけではなく、ろう者と聞こえる人が交流して、互いに理解を深めることも重要なこととしております。二つ目の柱が、「手話を使いやすい環境整備」です。ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりこの二つの柱がございます。

まず一つ目の柱、「手話の普及、ろう者に対する理解促進」という中に三つの大きな項目がございます。資料33ページの下側を御覧ください。左側に項目の欄がございます。①地域・職場における手話の普及、②教育における手話の普及、そして③行政・公共交通機関における手話の普及と情報発信という大きく三つの項目でございます。

二つ目の柱の「手話を使いやすい環境整備」としまして、6項目ございます。資料は34ページ同じく左側の項目の欄を御覧ください。①手話通訳者の養成や派遣事業②聴覚障がい者の相談③鳥取聾学校における手話教育の推進④新しい手話コミュニケーション⑤ろう者が働きやすい環境づくり、最後に⑥とっりの手話の文化的発展という6項目でございます。

以下、詳細な部分は省略させていただきますけれども、各項目に方針と実施施策がそれぞれ定められているところでございます。本日は、このそれぞれの実実施策についての推進状況を報告させていただきます。

それでは、資料の一番最初のほうに戻っていただきまして、本日の次第の2ページの最初の資料を出してください。その5ページ、資料1を御覧ください。まず資料1ということで「鳥取県手話施策

推進計画に基づく手話施策推進状況について」を御覧ください。この資料の5ページと6ページが先ほど説明いたしました一つ目の柱「手話の普及、ろう者に対する理解推進」、そして7ページと8ページが二つ目の柱「手話を使いやすい環境整備」という流れになっています。

それでは、5ページの一番上から順に説明をさせていただきます。まずは、「手話の普及、ろう者に対する理解促進」でございます。一つめの項目、ア地域、職場等における手話の普及ということで、上から県民向けミニ手話講座の開催ということで、親子ミニ手話講座ですとか県民向けの講座を、令和2年度は令和元年度と同じく24回開催いたしまして、延べ288名の方に御参加いただきました。また、令和元年度から筆談セミナーも開催しております。今年度、令和3年度も7月から開催をしておりますけれども、特措法の関係で協力要請が出されていることから、延期の対応を取っているところでございます。

2番目としまして、手話学習会の開催補助ということですが、平成27年から企業に加えまして、10名以上の手話グループも対象として追加しまして、PTAとか地域住民を対象とした学習会が増えている状況でございます。ただ、昨年度につきましては、新型コロナウイルスの影響がございまして、件数は12件、計416名と、例年より減少している状況でございます。

次に手話検定の受験料補助ですが2分の1補助を行っております。令和元年度68名ということで、段々受講される方の数も増えてきている状況でございましたが、令和2年度は、全国手話検定試験が、新型コロナウイルスの関係で、試験日の方が延期となりまして、令和2年度の申請はゼロでございました。なお、延期された令和3年3月試験分の申請につきましては、今年度申請を受けている状況でございます。

3番目の手話サークル等助成事業費補助金につきましては、こちらは県内の手話サークルのとりまとめをしておられます連絡協議会のほうに補助金を交付いたしまして、サークル活動を活発に行っているところでございます。

次の手話パフォーマンス甲子園の開催ですけれども、昨年度は初のWEB開催で実施をいたしました。新型コロナウイルスの動向も不透明な中ではございましたけれども、34チームに参加いただきました。今年度の状況につきましては、別途資料を準備しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。

一番下の手話啓発イベントへの助成でございますけれども、令和2年12月6日に、とりぎん文化会館で、とっとり手話まつりを開催いたしました。令和3年度は12月12日にハワイアロハホールで予定しておりますので、御参加いただけたらと思います。

6ページを御覧ください。こちらの教育における手話の普及につきましては、後ほど特別支援教育課さんのほうから、説明をさせていただきます。

続きまして、ウ行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信を御覧ください。まず、行政職員向け手話講座の開催ですけれども、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、残念ですが中止となりました。また、令和3年度につきましては、東部・西部の開催に向けて準備を進めておりましたけれども、新型コロナウイルスの影響もあるかと思いますが、申し込み者が少なく、残念ですが中止となりました。なお、職員に対しましては、7月から開催しております県民向けミニ手話講座ですとか気軽に筆談セミナーの参加につきまして庁内ランPC起動時の広報も活用しながら呼びかけをしているところでございます。

その下の知事の定例記者会見や議会中継への手話通訳配置ですけれども、こちらは、知事の定例記者

会見や議会中継のほかに、新型コロナウイルス対策本部会議にも手話通訳を配置しております。引き続き行ってまいります。一番下の手話学習会開催事業費等補助金は再掲ということで説明は省略します。

続きまして7ページでございます。柱の二つ目の「手話を使いやすい環境整備」でございます。1番目の手話通訳者の養成・研修・派遣ですけれども、令和2年度につきましては、通訳Ⅰが10名、Ⅱが15名、Ⅲが4名で、合計29名の方が終了されました。多くの方に講習を受けていただいて、多くの修了者が出ている状況でございます。次の手話通訳者の派遣状況でございますが、令和2年度は531件ということで、令和元年度よりかなり減少しております。これも新型コロナウイルスの影響で、イベント・講演会などが中止になっている関係でございます。その次の手話通訳者トレーナーの配置ですけれども、手話通訳者トレーナーの方に、経験の浅い手話通訳のサポートに入らせていただきまして、レベルアップを図るものがございますが、こちらにつきましても、75件ということで、昨年度よりもイベントが減少している関係で減となっている状況でございますが、令和2年度につきましては、別途WEB学習会も開催しまして、動画の視聴回数がトータルで1,764回ございました。次の聴覚障がい者相談員でございますが、こちらにつきましては東・中・西の各圏域のセンターに、聴覚障がい者相談員を配置しまして、相談指導などを行っております。令和2年度は昨年度よりも件数が増えておりまして、東部では相談件数が千件を超えている状況でございます。

その次の柱は、予定施策ということで、手話学習者等による見守り手話ボランティアでございますが、こちらにつきましては、今のところ未実施でございますが、引き続き実施に向けて、検討を進めていきたいと思っております。

次のウの鳥取聾学校・難聴学級における手話による教育の推進につきましては、特別支援教育課さんの方から後ほど説明をしていただきます。

ページをめくっていただきまして、8ページを御覧ください。エの「新しい手話コミュニケーション環境の創出」というところがございます。こちらは、遠隔手話通訳サービス、代理電話支援サービスなどの事業でございます。遠隔手話通訳サービスの概要イメージは資料49ページに、電話リレーサービスのイメージは資料50ページに掲載しているところがございますので、また、御覧いただけたらと思いますけれども、まず、遠隔手話通訳サービスにつきましては、令和2年度30件、電話リレーサービスにつきましては539件の利用がございました。また、遠隔手話通訳サービスは、平成25年度からのサービスでございますけれども、令和2年度に、手話通訳者の新型コロナウイルス感染予防のために、県内医療機関などにも新たにタブレット端末を整備したところがございます。

続きまして、ろう者向けICT学習会ですけれども、こちらは、タブレット端末とか、新しいサービスの利用方法につきまして、わからないという御意見もございますので、令和2年度、東部は新型コロナウイルス感染症拡大により中止をいたしましたけれども、中部・西部の2ヶ所で学習会を開催しました。令和3年度も引き続き学習会を開催する予定としております。次の再掲につきましては説明を省略させていただきます。

次に、オのろう者が働きやすい環境づくりでございます。聴覚障がい者就労支援事業こちらは商工労働部雇用政策課の事業でございますが、聴覚障がい者の方が就労相談等する場合に手話通訳者を派遣する事業になります。令和2年度は33件ということで、少しずつですが増えている状況でございます。

最後にカ「とっとりの手話の文化的発展」ということで、とっとりの手話を創り、とっとりの手話

を守り、伝える事業補助金でございます。とっとりの手話の創出・普及、昔の地域手話の保存・伝承を通じまして、鳥取県内の手話の文化的発展に資する事業でございます。令和2年度は、12月6日に開催されましたとっとり手話まつりにおきまして成果発表が行われたところでございます。説明は、以上でございます。

続きまして、資料9ページのほうも説明いたします。横長の表でございます。こちらは、手話施策推進計画の数値目標を掲げております。一番右側が令和5年の目標となっております。上から順に説明いたします。

登録手話通訳者数、平成24年当時32人ということで、その倍増を目指しまして、令和5年度の目標が65人となっているところです。令和2年度60人で、本年度現時点では63人ということで、目標に近づいているところでございます。

続きまして、手話通訳者設置事業と手話通訳者派遣件数ですが、こちらにつきましては先程の事業のところでも説明いたしましたが、新型コロナの影響がございまして、派遣が令和元年度よりもかなり減っているところでございます。

その次の手話講座等受講者数ですけども、こちらにつきましては、さきほどの説明で令和元年度から筆談セミナーを新たに12回開催するというので開催件数が手話部分としては減った関係と、新型コロナウイルスの関係で、補助金を活用した地域住民を対象とした学習会が減少したことによるものです。数値目標は以上でございます。

続きまして、資料の11ページを御覧ください。こちらは昨年度も説明させていただいておりますが、手話通訳者等の頸肩腕障害の対策ということで、県といたしまして、手話通訳者等の健康保持ですとか、手話通訳事業の健全な運営を確保するというので、健康管理講習会と、頸肩腕障害に関する健康診断、この二つの事業を実施しております。まず、健康管理講習会につきましては、令和2年12月20日に前半ストレッチ体操講座を本日御出席予定の国広委員にストレッチの講習をしていただいているところでございます。そして後半、頸肩腕障がい基礎知識と予防対策ということで、鳥取大学医学部の黒沢教授に御講演いただきました。22名の方に御参加いただきました。2点目の健康診断の実施でございますが、まず、一次健診ということで、令和2年の10月から12月にかけて実施いたしましたけれども、対象300名ぐらいのうちから、149名の方に御受診いただきまして、結果としまして、129名の方が二次健診の必要はなし。20名の方が診断が必要という結果が出ております。二次健診の方は、令和3年1月22日に行われました。ページをめくっていただきまして12ページのほうを御覧ください。こちらにつきましては受診ということで11名の方に受けていただいております。結果のほうですが、異常なしのA区分の方が1名、要観察の方が8名、要管理の方が2名でした。要観察の方は軽い症状がございまして、精密検査等の必要はなく、注意しながら手話通訳等を行ってくださいという区分。要管理の方につきましては、悪化する恐れがありますので、医療機関に相談してくださいという区分でございます。要治療のC区分の方はいらっしゃいませんでした。合計11名の方が2次健診を受診されまして要治療の方はございませませんでした。今年度につきましても引き続き健康管理講習会と健康診断を実施したいと考えております。資料1の説明につきましては障がい福祉課からは以上でございます。

(事務局：特別支援教育課山本課長)

続きまして、特別支援教育課から説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。上の手話の教育における普及について説明させていただきます。手話普及支援員派遣制度でございます。これは、手話普及員として、手話のできる方を小学校・中学校と一般高校とを含めまして派遣をいたしまして、手話学習の学習に向けて協力・サポートしているものでございます。令和2年度につきましては113校に、延べ648人を派遣しております。コロナの関係で、若干派遣人数を絞っております。少なくっております。

続きまして、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用等でございます。手話ハンドブック入門編と活用編がございまして、この2冊につきましては、小学校新1年生に対しまして、このハンドブックを配布しております。すべての新入生でございます。また、手話言語条例学習教材「AKASHI」ということがございますが、これにつきましては中学生新1年生に対しまして、すべての方に配布をしているという状況でございます。

聾学校の交流の推進、または学校における手話に関する情報窓口の決定等については例年どおりでございます。交流学習につきましては推進をしておりますが、これもコロナがありまして、なかなかうまく進んでないという状況でございます。窓口につきましては、これもすべての学校で指名をいたしまして、窓口を設けているという状況でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。下のほうのウでございます。「鳥取聾学校・難聴学級における手話による教育の推進」ということでございます。聾学校の地域支援部の充実ということで、これも、各幼稚園・保育所を含めまして、各学校のほうから要請がございましたら、支援部というのがございまして、聾学校から派遣をいたしまして、研修会等を実施しているという状況でございます。

また、教員につきましては、手話検定・手話を充実ということで、検定料を助成する制度を設けております。令和2年度は聾学校ですと56名の教員が受験をいたしまして助成を受けておりますし、聾学校以外の職員も2名受けているという状況でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。教職員の聴覚障がいの理解と手話技術の向上に向けて講習会等を実施しております。見ていただければと思いますが、令和2年度、本校ですと10回、分校ですと6回ということになっております。また、専門研修につきましては、令和2年度、本校1回、分校0回で、これはコロナのほうを気をつけてやりながら行いましたので、なかなかできてないこともあると思っております。今年度落ち着けば実施していきたいと思っております。特別支援教育課の説明は以上でございます。

【議事（2）令和3年度関連予算について】

（事務局：田中室長）

障がい福祉課の田中です。それでは続きまして、議事の2、令和3年度関連予算について御説明させていただきます。資料の19ページをお願いいたします。資料2の令和3年度関連予算でございます。この表の右側に当初予算額を載せております。上の数字が令和3年度の予算、下段の括弧内の数字が前年度の予算額ということで掲載しております。これから御説明する資料につきましては、基本的な内容は先ほどの資料1のほうで説明をしておりますので、抜粋をしながら説明をさせていただきます。

まず、1番の「手話の普及」ですが、1番目から4番目までは、先ほど説明した事業でございまして、予算額は変りない状況となっております。5番目に「聴覚障がい者福祉研修会への補助」として

おりますが、こちらは聴覚障がい者福祉研修会で、ろうの方、通訳者、福祉関係者が集まる講演会、パネルディスカッションに対する補助をしているものでございます。

続きまして、「手話を使いやすい環境整備」です。1番目は、遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス、ICT学習会等、研修に関する予算でございます。前年度に対して、若干増額になっておりますが、これは県の予算編成におきまして、人件費の単価の改訂増に伴うものが一つございまして、これは、県人事委員会勧告に連動した改訂に伴いまして、この予算の中でも単価改訂を行っているものでございます。この事業に関してはもうひとつ実績に見合った減がありまして、減と増をあわせてこのような増額となっております。

2番目が、「音声文字変換システム」ということで、聞こえる人の音声を文字に変換して表示するシステムの利用についての予算でございます。3番目につきましては、「手話通訳士試験受験料の補助」ということで、これも変更のない予算となっております。次が「手話通訳者トレーナー」ですが、こちらの予算は先ほどと同じく人件費の単価の改訂増に伴う増額でございます。次の「手話通訳者設置・派遣」ですが、これについても人件費の単価改訂がございましてと合わせまして実績に基づく人役の増の見直しがございましてこのような増額となっております。次の「手話通訳者養成研修」ですが、こちらも人件費の単価改訂がございましたのと、それから業務量を勘案した人役の見直し増がございまして、こちらも増額となっております。続きまして一番下の「手話通訳者指導者養成研修」ですが、2名の手話通訳者指導者を手話通訳者指導者養成研修に派遣する事業でございます。県外で行われる研修への派遣でございます。こちらは同額の予算となっております。

続きまして20ページをお願いいたします。頸肩腕障害については、先ほど説明がございましたので、説明は省略いたします。予算額が変更になっているのは、積算の見直しをしております関係で特に大きな内容の見直しといったことではございません。

続きまして「鳥取県手話施策推進協議会の経費」は、本日の会議の経費でございます。

次が、鳥取の手話を整理して地域の手話を残す事業への補助でして、これも変わりはありません。

続きまして、「聴覚障がい者相談員設置事業」ですが、こちらは令和2年9月に、東部聴覚障がい者センターが移転をしておりますので、移転後の事務所の賃借料が若干増額になっておりますのでそれに伴う増額と人件費の単価改訂に伴う増額です。続きまして、障がい者福祉団体がイベント等を開催する場合に手話通訳者や要約筆記者等の派遣に要する費用でございまして変更はございません。次の項目は令和2年度単年度で終了していますので説明は省略いたします。

「③コミュニケーション支援事業」です。居場所づくりにも支援ということで、前年は1団体分の予算でしたが、今年度は2団体分の予算ということで増額になっています。

次は難聴者等向けコミュニケーション学習会への支援の予算で変更はございません。

4番目、「手話パフォーマンス甲子園開催事業」でございます。これにつきましては黄色いチラシを後ろのほうにはさんでいると思います。「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」という資料がございまして、こちらは募集のチラシですので、説明は2枚目の白黒の資料で簡単に説明させていただきます。「第8回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」につきまして、先だって予選審査会を実施しまして、本選に出場する15チームを選出しております。またさきほど資料1で既に説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染拡大状況に伴いまして、昨年に続きましてWEB開催としております。鳥取県からは、鳥取城北高等学校、境港総合技術高等学校、鳥取聾学校の3校が本大会に出場することになっております。予選審査会につきましては来たる7月29日にろうの方2名、聞こえる方2名の審

査員によりまして選出を行ったところでございます。裏側に進んでいただきまして、5番ですが、予選審査会の結果発表につきましては、YouTube上で発表しておりまして、現在も、YouTubeで御覧いただくことができるようになっております。

6番目が、全国高校生手話パフォーマンス甲子園の本年度の概要ですが、10月3日の日曜日に、開催することにしております。無観客としまして、県内の出場校には会場の米子コンベンションセンターに来ていただいて、県外の学校とはリモートで繋いだ形で、実施したいと現時点では考えているところでございます。

資料戻りまして20ページを御覧ください。⑤聴覚障がい者センター関連経費ということで、字幕入り映像作品の貸し出し事業の予算でございます。こちらの増額は人件費の改訂によるものです。

続きまして⑥、要約筆記事業でございます。1番目が、要約筆記者養成研修事業でございます。この増額も人件費の単価改訂によるものでございます。要約筆記者設置派遣事業ですが、こちらも人件費の単価改訂による増額でございます。

それから一覧表にはございませんが資料61ページを出していただきたいのですが、別冊になっておりまして、令和3年度予算説明資料という冊子の61ページを御覧いただければ、冒頭で石橋会長からの御挨拶でもまた課長からの御挨拶でもありましたが、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法の改正がございました。御案内がありましたとおり、5月28日に成立しておりまして、企業や店舗などの民間事業者による合理的配慮の適用が3年以内に義務化されることになりました。合理的配慮の提供につきましては、1の下の※で注釈を付けておりますが、合理的配慮の提供といいますのは、行政や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアにある社会的障壁を取り除くため、何らかの対応を必要としている意思が伝えられた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することでございます。具体的には、62ページの下の方に簡単な絵が載っておりますが、たとえば、車椅子の方で段差がある場合にスロープなどで補助するとか、意思を伝え合うために絵や写真とかタブレット端末とかを使って意思疎通を行うことが合理的配慮の提供ということでございます。合理的配慮の提供が3年以内に民間事業者でも義務化されるということです。県のほうでは、これを受けまして、61ページのとおり6月補正予算を計上しておりまして、主な事業内容(1)ですが、この秋に今回の改正とそれからあいサポート運動の理念の理解を深めるためのシンポジウムを開催することとしておりまして、秋の開催に向けて準備中です。

また(2)の合理的配慮実施のための支援ですが、もともと補助金の予算を設けておりますが、この法改正に合わせまして、補助金の増額を6月補正でしておりまして、民間業者が実施する社会的障壁除去に必要な経費について助成を行うこととしております。携帯スロープの購入、車イスの購入や筆談ボードの購入について助成することとしています。障がい福祉課からは以上でございます。

(事務局：特別支援教育課山本課長)

引き続きまして、特別支援教育課のほうから説明をさせていただきます。21ページをお願いいたします。中程の特別支援教育課のところから説明させていただきます。①はほぼ例年どおりでございます。②はいくつかありますが、新で「ICTを活用した手話パワーアップ事業」ということで、本年これは取り組もうとしております。小中学校につきましては、生徒一人につきまして、タブレットが1台ずつ今年から配置になっております。それを活用して、手話の授業を行っております。内容としましては、タブレットのほうに手話の検定といいますか、手話の動画等を入れまして、それに基づ

いて検定をしていきたいということで今進めているところでございます。レベルとしては、レベル1から10まで考えております。対象としては、小学校の低学年に手話に取り組んでいただきたい。また、やる気のあるもうちょっと頑張りたいというお子さんが、タブレットでやることで、段々とレベルアップしていければと思っておりますし、このタブレットをすることで、いつでもどこでも手話が勉強できるようなことしていきたいと考えております。今年度は、1から10レベルといたしましたけれども、そのうち、レベル3までを主体的に作っていきたいと思っております。これは多分全国初でございますし、今撮影とかしていただきまして、NHKさん等でもこの前放送していただきましたし、また、今度は小学校とか高校のほうに、いろいろお世話になって、配信する動画とか、その内容について、今検討を進めているところです。全国初ですので、いろいろ初めてのことがあってなかなか前には進まないことも多いですけども、鳥取県の子は、簡単な手話が誰でもできる、こういうような取組をやっているところでございます。基本的にはすべて自前で行います。業者委託ではなくて、先ほど申しましたとおりで、聾学校の先生が動画を撮影したものとか、またはその編集を高校のほうでしていただくとかというところで進めているところでございます。

あとの事業につきましては、ほぼ例年どおりですが、手話学習教材の配布につきましては、金額が落ちております。これは何年かに一度印刷にかけるものでして、今年はその印刷の年に当たらないということで落ちているということで御理解いただければと思います。それともうあと一つ、ここには載っておりませんが、昨年10月から、県の中部地区のほうで、聴覚と視覚の拠点を設けております。今年度から本格的に動いております。中部地区の方、なにかありましたらこれまでは本校の東部のほうに来ていただいていたいました。それで中部地区のほうには、小学校の教室を借りて勉強していただきましたけれども、これを専用の拠点設けて進めております。これまでは1時間半とか2時間かけて通っていたものが、中部地区のほうで30分とか40分で通って大変良かったとかいう声もありますし、また簡易検査等もできます。これまで小学校を借りていましたので、子どもの声とか入って、なかなかうまくいかなかったけれども、今回専用の施設ができて、静かなところで検査ができるようになって良かったというような声を聞いております。これからも手話教育等の充実を図っていききたいと思っております。説明は以上です。

(石橋会長)

ありがとうございます。今事務局のほうから説明がありました。推進計画に対する推進状況とか、また令和3年度予算に関する御説明をいただきました。これに対しまして、委員の皆様、御質問または御意見等ございましたら、お願いいたします。はい、田中委員お願いいたします。

【議事（1）（2）に関する質疑応答】

(田中委員)

県サ連の田中です。よろしくお願ひします。資料7ページですけれども、手話通訳者養成研修・派遣事業の件数のところですが、多分前回の会議の時にも国広さんからこの件数の中に登録通訳者と設置通訳者の件数が混在しているのかというような御意見があったと思うんですが、登録通訳者が動いた数と設置通訳者が動いた数を別に検証しないといけないのかなと思います。

なぜかといいますと、登録通訳者の場合は依頼を受けても都合が悪ければお断りすることができますし、体調が悪ければお断りすることができますし、その辺の調整を多少なりともすることができます。

ただ、設置手話通訳者の場合は仕事として事務所にいるので、常に手話をされている状態ではないかなと思います。そんな中で、他のページにもありますが、頸肩腕障がいの手話通訳者を少しでも減らすためには、その辺の仕事の環境とか、しっかりと検証していかないといけないと思うので、設置通訳者さんがどのような働き方をされているのかというのは大きな問題ではないかなと思っています。

(石橋会長)

御意見ありがとうございます。田中委員の御意見に対して、2点ございましたが、事務局からの回答をお願いします。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。ただいまの御意見につきまして、登録の方と設置の方とを分けて集計ができるのか、また確認相談させていただきまして、可能であれば、御意見に沿った形でまた確認ができるようにしたいと思います。

(石橋会長)

よろしいでしょうか。田中委員からの趣旨としましては、もし間違っていたら申し訳ないです。例えば、団体派遣、例えばイベントを例に挙げますと、手話通訳者が必要な人数、例えば2名いく場合、その中には専任なのか、登録者なのか、登録者2名なのか、専任・登録者の組み合わせなのか、またそれぞれの数の割合が知りたいという意味での御質問という理解でよろしいでしょうか。

(田中委員)

そうですね。県の担当としては、団体派遣になるかと思しますので、その数字は、はっきりと分けられるのかなと思いますし、本当は、個人、団体関係なく、設置の方がどの程度動いているのかというのもトータル的にみることによって、無理がいついていないかとか、そのあたりをみることができるのではないかなと思うので、そうすると、市町村の分野と県の分野があわさるので、多少大変なのかもしれないですけども、そこを一緒に市町村と協力しながら、数を出すことによって、仕事の環境とか件数がオーバーしていないかとか、みることができるのではないかなと思うのですが。

(石橋会長)

承知いたしました。ありがとうございます。実際にこの団体派遣に行ったといいますか、依頼があった件数という形で資料には計上されていますので、ふたを開けてみないと、実際に専任がどのくらい行っているのか、また市町村が実施しております意思疎通支援事業、こちらに関しては、専任の件数・登録派遣件数が実際にそれぞれ各圏域ごとで報告があると思いますので、そちら全てを合わせた資料として比較してみたいという意味でよろしかったでしょうか。はい、そのあたりについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。趣旨については、今石橋会長からも御確認いただきまして、趣旨は理解いたしましたので。市町村の件数も含めてということですので、ちょっと今は出せませんが、鳥取県聴覚障

害者協会さんとも調整させていただいて、集計分析のできるどころをやらせていただければと存じます。

(石橋会長)

ありがとうございます。田中委員、そして協会に対しまして、団体派遣そして登録者の件数、当然分析をしないといけないと思いますが、非常に時間がかかると思います。昨年度はコロナの影響を受けましての数字となっておりますので、令和元年度からでもよろしいでしょうか。平成25年度から数値のほうは挙がっておりますが、ちょっとかなり過去まで遡ることになりこちらのほう、時間もかかってしまいますので、例えば、令和元年度からの依頼ということで、そちらのほうで市町村にもその辺り同じように、依頼を受けましての比較、今後の報告という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。わかりました。

こちらに関しまして、鳥取市、米子市の市町村代表の2名の方御出席いただいておりますが、なにか御意見等ございますでしょうか。鳥取市さん、いかがでしょうか。

(田川オブザーバー)

特に私のほうからはございません。

(石橋会長)

わかりました。では、米子市の塚田課長、いかがでしょうか。

(塚田オブザーバー)

米子市の塚田でございます。こういった形の報告ができるか、これから鳥取県さんとも相談をしながら、状況の把握に努めたいと思います。

(石橋会長)

はい、ありがとうございました。では、そのほか、何か御質問・御意見はございますでしょうか。

(下堂菌委員)

鳥取県東部聴覚障がい者センターの下堂菌です。資料8ページです。新しい手話コミュニケーション環境の創出の中に、遠隔手話通訳サービス・代理電話サービスとありますが、7月1日に日本財団の電話リレーサービスもスタートしております。鳥取県はそれに伴って、9月30日で電話リレーサービスが終了ということになっておりますけれども、そのあたり、実際に困られる方がいらっしゃるのではないかとこのところを懸念しております。きちんと日本財団リレーサービスの事業に移行できるのかどうかお伺いしたいと思います。

(石橋会長)

電話リレーサービスについて、7月1日から総務省の事業として開始したわけですが、それに伴って鳥聴協が委託を受けております、県の電話リレーサービスが9月30日で終了ということで懸念しておられるということですが、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。電話リレーサービスにつきましては、国の電話リレーサービスが開始されたことに伴いまして、今お話のありましたように、当初9月30日に終了する予定にしておりました。その後、鳥取県聴覚障害者協会さんから、県の電話リレーサービスについて、9月30日終了ではなく、少し延長してほしいという御要望は既にいただいております、その対応については現在検討中のところです。近いうちに鳥取県聴覚障害者協会さんとその延長について改めてお話をさせていただく予定にしております、なるべく早いうちに、延長するかどうか、延長するのであればいつまで延長するのかといったことを御相談させていただきたいと今調整を進めているところです。

今鳥取県聴覚障害者協会さんの方でも、県のサービスから国へのサービスについて、例えば、そのフォローといいますか、移行について学習会の場で説明を予定していただくとか、まずは県の電話リレーサービスに慣れてもらってからとか、電話リレーサービスをつかってもらうとか支援について取り組んでいただいていると聞いておまして、まだまだ十分でないことは承知しておりますので、ただその辺も踏まえながら、延長について、近いうちに相談させていただきたいと考えているのが現状でございます。以上です。

(下堂菌委員)

ありがとうございました。

(石橋会長)

私の方からよろしいでしょうか。今鳥取県の遠隔手話サービスと電話リレーサービスがありますが、鳥取県から委託を受けてこれまで行ってきたわけですが、登録者数が現在82名いらっしゃいます。その82名の登録者の方が遠隔手話サービスまたは電話リレーサービスを使っておられるわけですが、7月1日の電話リレーサービスへの移行を、どのくらいの方がしておられるか伺ったところ、82名中11名の方は登録をされた。要は8分の1の方が登録された。8名のうち1人が登録されたわけですが、残り70名位の登録者の方はまだ移行ができていないので、その間は県の延長が必要なのではないかなと思います。やっぱり切り離してしまうのではなく、継続的に移行を目指していく支援が必要ではないかなと思います。

ただ、日本財団の電話リレーサービスに移行された方、利用者からのお話を伺いますと、鳥取県の電話リレーサービスの方が使いやすかったとか。日本財団の電話リレーサービスはなかなか使いたくない、そういった御意見が出ています。その理由をたずねますと、主に3つ言われるのですが、ひとつめとしては、地域の手話がやはり違うということです。オペレーターがろうの方の手話を読み取れない、鳥取の地域の手話を表出したときにオペレーターがその手話を読み取れないために、大変時間が超過してしまって、手話ではなくて、ひたすら指文字でそのろうの方は伝えると、そういったことになってしまうとすごく不便だというお話がありました。鳥取県の電話リレーサービスは鳥取県同士ですので通じるのですが、地名、建物の名前、お店の名前等々、お互い分かっている同士がしますので、内容が通じるのですが、日本財団電話リレーサービスは、そのあたりなかなか通じないということとすごく時間をロスしてしまう。県の事業は通じるまで時間は関係なくできるのですが、一方、日本財団の電話リレーサービスは時間をかければかけるほど料金がかかってしまう、それがまず不便だ

ということでした。

また、2点目としては、オペレーターの方から、私は手話が下手なので、すいませんと冒頭に言われてしまう。ろう者としてはそんなことを言われてしまったからには、なかなか信用ができない。自分の話を手話で表出することができなくなってしまう。

3点目としては、総務省のサービスの中では、聞こえる聞こえない関係なく誰でも双方から電話をすることができるインフラサービスとして今回の事業が導入されたわけですが、ただろう者だけが登録作業をしないとイケない。すごく手間がかかってしまう。聞こえない人だけがそういった登録作業をしなければならない。あれやこれや出さないとイケないということで、それがもう大変だということで申請しないという意見でした。実際本当に厳しい御意見だと思っておりますけれども、やっぱり日本財団電話リレーサービスは月々の料金を支払わないとイケないところもありまして、登録はしたけれども、やめようかなというような検討をしておられる方もいらっしゃるようです。ただ、県の事業は将来的にはなくなるわけですので、ただ日本財団のものは使いにくいというような思いを持たれてしまうと、その悪循環になってしまっているところをすごく懸念しております。基本的には誰ひとり取り残さないという考えのもとに行っているものではあるんですが、その考え方にそぐわないものになっていると思いますので、そのあたり再検討が必要なのではないかと考えております。事務局いかがでしょうか。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。懸念の点がある今のお話についても伺っております、そういうこともありまして、県の事業も当初の予定どおり9月に終了してしまうのではなく、少なくとも延長が必要だということで御要望御意見をいただいているところでございます。ただ、国のサービスが始まりますので、なかなか県のサービスをずっと続けることもなかなかできないかなとは思っております。国のサービスについてさきほど悪循環のお話がありましたが、使っていくことでよくなっていくこともあるのかなと思います。少なくとも現時点では、県のサービスを9月末終了ではなく、もう少し延長していくことについては、鳥取県聴覚障害者協会さんと御相談させていただきながら、またよい方向にできるよう検討させていただければというふうに思っております。以上でございます。

(石橋会長)

分かりました。田中委員よろしく申し上げます。

(田中委員)

県サ連の田中です。今の電話リレーサービスのお話を聞きながら、聞こえる人の場合は、例えば電話会社がいくつもあって、その中から自分の好きな電話会社を選ぶことができますよね。聞こえない人のサービスは、どこかにだけ集中して一本化になっていて選ぶことができないものがすごく多いなと感じております。でも聞こえなくてもさまざまにあれば、その中から自分にあったもの、好きなものを選ぶことができる方が、もっともっとバリアフリーになるのではないかと思うので、国がしたからやめるのではなくて、何カ月ではなくて、もう少し長めに延長していただいて、聞こえない方には好きな方を選んでもらって、その上で何がよかったのかを長い目で検証していただく方がいいかなと感じました。

(石橋会長)

ありがとうございました。田中委員の意見についていかがでしょうか。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。電話リレーサービスにつきまして、聞こえる人の電話会社について、民間会社の競争といいますか、それぞれのサービスといいますか民間企業での事業の実施ということがあると思いますが、例えばそこが国・県となってきますと、二重行政にというところが事業によってはなるのかなと思います。ただ、国のサービスが始まったからすぐ終わるのかといったところについては、よく御意見を伺いながら検討はさせていただきたいと思います。

(石橋会長)

ありがとうございました。電話リレーサービスの話は終わりたいと思いますが、そのほかに御意見はいかがでございましょうか。田中委員どうぞ。

(田中委員)

県サ連の田中です。何度もすいません。報告の中で、中部に視覚・聴覚の方の拠点をつくったとのお話がありましたが、具体的に何がそこでできるのかをもう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

(石橋会長)

ありがとうございました。山本課長お願いします。

(事務局：特別支援教育課山本課長)

はい、特別支援教育課の山本です。場所はですね厚生病院の近くにございました中部療育園がありましたが、その跡地に「わくわく」という拠点をつくっております。基本的には1週間に1回、本校のほうから教員が行きまして、基本的には就学前のお子さんについて手話を含めまして聴覚に対しての学習などを行っているところでございます。詳しくはもしかしたら鳥取聾学校の校長先生に聞いてもらった方がいいのかもしれませんが。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございます。田中委員、よろしいでしょうか。そのほかに御意見御質問はいかがでしょう。どうぞ、田川課長さまでどうぞ。

(田川オブザーバー)

質問ですが、61ページの補正予算の関係ですが、差別解消法についてこのような助成金があれば過重な負担がなくていいなと思いますが、対象となる事業ですが、具体的に社会的障壁を取り除いてほしいというような要望が出ていることが必要なのか、新設の事業者などでも対象になるのかを教えてくださいたいと思います。

(石橋会長)

ありがとうございます。民間事業者とありますが、この定義はどこからどこまでを表すのか確かにあいまいだと思います。そのあたり事務局より御説明をお願いします。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。民間事業者については基本的には障がいのある方の接客をすることができる事業者を想定しておりまして、御質問にあった新規とかのそういった区分けはございません。接客をする事業者であればこの補助の例に示したような経費に対して補助をするとしております。以上でございます。

(石橋会長)

よろしいでしょうか。今の御説明に関して、私の方からも確認させてください。障がい者という定義ではなくて、高齢者もまたは小さなお子さんがいらっしゃるベビーカーをお持ちの方など、あらゆるユニバーサルの考えをもって、皆さん誰も困らない限定したものではなく幅広くした方がよいのではないかと思います。そのあたり事務局いかがでしょうか。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。基本的には例えば携帯スロープを作れば、今お話のあった高齢の方、例えば手押し車をお使いの方とか、車いすをお使いの方もおられるかもしれませんし、それは乳幼児がおられるベビーカーをお使いの方にとっても便利ということはあるかもしれません。基本的には障がいがある方にとってやさしいものを考えれば、さきほど会長が言われた支援が必要な方についても配慮がなされた形になるのではないかと思います。ですから、高齢者を排除するという考え方ではなく、事業の設計としましては、障がい者のある方を接客するといっておりますが、そこを証明していただいて付与するというものではございませんので、基本的には接客するような事業者は、新規とかでなくても対象になると考えていただければと思います。以上です。

(石橋会長)

分かりました。ありがとうございます。そのほかに御意見等はございますでしょうか。なければ、次の3つ目の議事に入りたいと思います。

【議事（3）今後の会議の進め方】

(石橋会長)

では、3項目目、今後の会議の進め方につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。それでは資料の23ページ、資料3をお願いいたします。今後の鳥取県手話施策推進協議会の進め方についてでございます。こちらについては、同じような資料を昨年度の協議会でも配っておりまして、これまでの説明と特に変更したりするようなものではございませんが、改め

まして、1番の状況としましては、現在の計画は議事1でも御説明いたしました、平成27年度から令和5年度までの9年間の計画となっております。また、現在の委員の皆様は令和2年の9月17日から令和5年9月16日までとなっているところでございます。その状況を踏まえまして、2番、今後の進め方は、昨年度までの協議会でお示ししているところでございますが、御意見御助言をいただき、今後の事業に反映していくことを計画しておりまして、今年度第2回目から、鳥取県手話施策推進計画の改訂に向けて見直し作業に着手していくというようなスケジュール感で進めていきたいと考えているところでございます。現委員の皆様で3年かけて次期計画を作っていくということございまして、令和5年度前半までに原案をまとめるというところまでを決めていきまして、その後、次期委員の段階で、パブリックコメントを経て、令和6年度からの計画を制定していくような作業の段階を想定しているところでございます。3番としまして、今年度第2回の会議に向けての案ということでお示ししていますが、これからこの計画に基づく施策の推進について、委員の皆様にも御意見御助言をいただきまして、合わせて事務局のほうでも見直しに向けての方向性の案を作って、議論を展開していただくようなことを考えております。令和3年度に2回、現時点では令和4年2月頃を予定しておりますが、ここで見直しの議論を開始したいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

(石橋会長)

ありがとうございます。今事務局より説明がございましたが、皆さん御意見御質問はいかがでございますでしょうか。

じゃあ、私の方から補足をしたと思います。初めて鳥取県に手話言語条例が制定されて以降9年間の計画がつくられています。別冊資料38ページから手話言語条例に関する9年間の計画がございます。こちらにつきまして、このままで良いのか、または見直しを行うのか。この9年間に向けて、新たな計画をつくるという御説明でした。

これに対しまして、何か皆様から御意見御質問ございますでしょうか。一番大事なことをお話したいと思いますが、私、あいさつの中でも申し上げましたとおり、誰一人取り残さないSDGsの理念に基づきまして、そのような環境整備を行いたいと思います。例えば、パブリックコメントを募集することに関しても、これは日本語だけの記載です。パソコンによるメール、または、電話による方法、ファックスにおいても、すべてが日本語です。この場合、日本語の読み書きが苦手な方、そして、ろう者の中にも意見が言いにくい。これでは、ろう者が取り残されることになってしまいます。やはり、この中には手話でも自由に意見が言える。そういう環境もすごく大切ではないかと思っています。これがまず1点です。

そして、もう1点。今回障害者差別解消法が改正されるポイントというのは、民間事業者等において、合理的配慮が義務化されるということです。実際に民間事業者等に対して、どのような啓発を行っていくのか。すごくこれが大きなポイントになると思います。この民間企業者で働く聞こえない方たちが、差別解消法を知っているのかどうかという、その辺り、職場で一人ぼっちになっていないか。コミュニケーションに不便を感じていないのか。相談ができないような環境で悩みをかかえていないだろうか。実際に差別を受けているようなことがあった場合、これもやむを得ず我慢しているような状況はないのか。これが常習化されないように、誰一人取り残さないという理念を、しっかりそこに盛り込むことができたら大変嬉しく思います。その辺りの見直しの部分に含めていきたいと思います。

国広委員、御出席いただきました。途中からの参加で残りの時間が少なくて申し訳ございませんが、現在、新しい計画について議論中です。

こちらに関しまして、皆様、何か御意見等ございませんでしょうか。国広委員どうぞ。

(国広委員)

資料3に基づいての話の中で、計画の見直しは毎回毎回やらないといけないといいながら、詳細な見直しがされていないという今までがあります。例えば計画の中で、実施しているものもあるし、予定をするということで、当時そのものが保留になったものがあります。そのようなものを見直ししないと、いつまでも予定になってしまうと、今後計画をどうしていくのかつながらないような気がいたします。

例を申し上げますと、別冊資料一覧の42ページの(2)のイ聴覚障がい者相談事業の充実というところで、実施施策と、下に予定があります。この話は、当初から、ずっと「検討しなければいけない」と言いながら、論議されないままできています。こういうところをきちんと解決しないまま、いわゆる実施するのか、実施しないのかさえ、論議されていなかったり、こういうところをきちんとクリアして、次の企画にいかないことには、別の方向があるかどうかを考えたり、もう一切やめちゃうのかとか、そのようなところも頭に入れながら計画というのは策定した方がいいと私は思います。

(石橋会長)

ありがとうございました。国広委員からの御意見に対しまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。今御指摘のありました事業は確かに保留したままではいけないと考えております。きちんとそのどのようなことをやれば実現できるのかできないのかといったところを、計画の改訂に向けて、しっかり関係の方とも御相談させていただいて、いつまでも同じような状況にならないように勉強して相談させていただきたいと思っております。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。国広委員、よろしいでしょうか。では、私からもよろしいでしょうか。手話言語条例が制定されてから、手話奉仕員養成講習会、手話サークルなどで学習された県民の皆様が多くいらっしゃいます。その方々が目標を高く持って手話通訳者という高い目標を持って、学んでおられるわけですが、一方で、会話程度の手話の修得でいいと思われる方々の活かせる場所がない。せっかく学ばれた人材が活かせる場所がない状態になっている。そういった方々に、例えば災害時ですとかボランティアで動いていただくとか、そういった有効活用ができるような登録制度を作るとか、なにか、そういった方々をどうしていくのかということも、検討できたら嬉しく思います。

また、手話パフォーマンス甲子園などもそうですね、いつもイベントを開く時に、要員が足りないという話はよく聞きます。手話サークルの中でも要員が足りない。せっかく手話講習会等で学ばれた手話ができる方がいらっしゃるんですけども、そういったところがないので、そういった方の登録制度を作るとか、関係ができれば嬉しいなと思っております。そういうことも案として提案したいと思

ます。

そのほか、いかがでしょうか。残り時間10分になりましたけれども、皆さん、よろしいでしょうか。では、田中委員お願いします。

(田中委員)

県サ連の田中です。先ほどの協議の時に言えばよかったですけども、障害者差別解消法が改正されることでの県の規定もあるんですけども、そうすると前回の会議の時にも申しあげたんですけども、自動車学校での手話通訳派遣というのが、今現在個人派遣ではできない、なおかつ団体派遣となると、事業者が依頼をしないといけないので、日々の授業に対して、なかなかそこが依頼ができないという状況がずっと続いている状況なんですけども、この障害者差別解消法に照らし合わせると、それは付けないといけないことになるんですよ。そうすると、どこがどう責任を持つことになるんでしょうか。

(石橋会長)

田中委員からの御意見がございましたけれども、事務局いかがでしょうか。

(事務局：田中室長)

事務局の田中です。民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されるということなんですけども、ただ、義務化はされるんですが、そこは負担が重すぎない範囲ということがひとつありまして、はっきりどこまでが義務になるのかということは、明確な境界線といいますか、そこは国の説明でもはっきりしている部分ではないところがありまして、実際に義務化されたときに、どこまでが重すぎない範囲で、どこからが重いというところが、そこは明確な境界線が定められていないところでして、今こちらのほうでも、はっきりひとつの例をとって例えばこれは義務です、これは負担が重すぎるので除外されますと申しあげられるような状況ではございませんというところが正直なところなんです。自動車学校への通訳派遣については、田中委員からもお話のあったとおり、県の方では派遣する制度となっていない。例えば自動車学校をはじめとし個人が資格を取得するところに派遣する、連続して一定期間派遣していくことになると思いますので、人員の調整のこともありますし、その辺でどういう制度で対応していくことができるのか、実はこれも今年度も少し、鳥取県聴覚障害者協会さんに御相談させていただいているんですが、まだ結論が出した段階ではありませんで、引き続き御相談させていただきたいと思っていますところです。以上です。

(田中委員)

すみません。自動車学校への派遣は、毎日毎日のことになるので、派遣することになると、大変なことになるとは思うんですけども、例えば、そういった費用を鳥取県だけの問題でもありませんので、県として例えば国に要望していただくとか、やり方としても、毎年毎年派遣費が膨らむことになるとすごく大変なことになるんですけども、聞こえない・聞こえにくい方向けに、手話の付いた授業がしっかり分かる動画なりを作成するとか、考え方を変えていく必要があるのかなあと思ったりもするんですけども。

(石橋会長)

ありがとうございました。今の田中委員の御意見は、鳥取県内だけの問題ではなくて、全国的な問題であります。自動車運転免許を取得するため、また、ホームヘルパーの資格を取るための講習の情報保障がなされないというような事例はよくあります。障害者差別解消法の基本指針、これから協議が始まるわけですが、私としても意見を挙げていきたいと思えます。

それではあと、残り時間5分となりましたけれども、皆様何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ終りたいと思えますが、ございませんか。

【5 その他】

(事務局：石田)

失礼いたします。障がい福祉課の石田です。その他の議事の中で、日本財団の筒井様いかがでしょうか。

(筒井オブザーバー)

日本財団の筒井です。皆様本日はありがとうございました。さきほど議題の中でもお話いただき、石橋さんからいろいろと御説明いただきました電話リレーサービスが7月1日より公共インフラとしてサービス提供されております。

今日は電話リレーサービスを実際に提供している機関の専務理事であります石井より、説明させていただきます。

(日本財団電話リレーサービス石井専務理事)

日本財団とは別組織であります日本財団電話リレーサービスという団体の専務理事をやっております石井と申します。時間も少ないので、早速要点だけお知らせさせていただきます。今利用登録されている方は6,300人いらっしゃいます。リレーサービスの提供回数は1日、数百回、多い日で800回ぐらいになってきております。モデルプロジェクトの時よりは、まだ登録者数は少ないですが御利用いただいている回数は増えております。緊急通報も、これまでに72回受けております。すべてのコールが救急車や警察の出動になったわけではなく、相談も含めて、全部で72回ございました。

それから先ほど通訳者の質の問題や対応の問題に御指摘をいただいていたことがありましたので、それについては改めて伺いまして、改善に努めていきたいと思っております。

我々が今総務省から指定を受けてやっている電話リレーサービスは、あくまでも電話という仕組み自体が音声だけのものなので、そこにアクセスできないというアクセシビリティを改善するというのを一番の主眼においてやっております。ですから支援のような意味合いの通訳というのは、やっていません。ですので、地域の事情に精通しているわけでもなく、地域ごとの方言やその地域で使われている単語だとか、店の名前だとか、地名だとか、そういったことを確認してからでないとなかなかうまくできないことがあります。ここからは私個人の意見で団体としての公式見解ではございませんけれども、全国レベルで国の元で行われている電話リレーサービスとは別に、地域の意思疎通支援事業の中で電話を使う場面も当然出てくるので、福祉的な支援も含めた電話利用、それを電話リレーサービスというのかどうかは別として、そういったものはあるほうが良いのではないかと思います。

最後に、聴覚障がい者のみ登録が必要で、聞こえる人はそのまま普通の電話が使えるという御指摘

ですが、現在の法律や基本方針に基づきますと、そういうような提供の仕方しか考えられないので、根本的などの議論を、もっと時間をかけてやっていく必要があると考えております。法律ができる前の総務省でのワーキンググループの時に通話料を負担していただくということが決まり、通話料をいただくためには、別途登録していただかないと現在お持ちの端末の請求書に含めることが、技術的に難しいという問題がございます。ですから、かなり根本的などころから話合って変えることが必要になると思っております。以上、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

(筒井オブザーバー)

補足させていただきます。先ほど石橋さんが、現在、県に登録されている方のうち電話リレーサービスへは11名が移行されているということだったのですが、昨日調べた時点では、鳥取県内で国の電話リレーサービスの登録をすませておられる方は全部で24名でした。

(石橋会長)

ありがとうございました。筒井さま、石井さま、ありがとうございました。鳥取県内の電話リレーサービスについても、検討を引き続き、よろしく願いいたします。また、オペレーターの質についても、また改めて皆さんと意見交換しながら情報提供していきたいと思っております。

では、時間になりましたので、協議会これで終了したいと思いますけれども、事務局から何か連絡等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、以上を持ちまして、第1回鳥取県手話施策推進協議会を終了したいと思います。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。